

契約に際しては、本契約書（案）を基本とし、電気料金の構成、算定及び支払の方法等については、落札業者と個別協議の上、落札業者の電気契約要綱等に応じて、条文等の詳細を決定することとします。

電気需給契約書（案）

岡山県企業局（以下「甲」という。）と〇〇〇（落札者）（以下「乙」という。）は、甲の所有する水力発電所で発電した電力を岡山県企業局亀島配水場で使用する電気の需給へ活用することを目的として、下記条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の目的）

- 第1条 乙は、亀島配水場で使用する電気の調達に係る仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、岡山県企業局亀島配水場において使用する電気を需要に応じて供給し、甲は、乙にその対価（以下「電気料金」という。）を支払うものとする。
- 2 前項の乙が甲に供給する電気は、令和〇年〇月〇日に甲と乙で締結した電力受給契約書により乙が甲から購入した電力（非化石価値を含む。）とすること。ただし、乙が甲の需要に応じて電気を供給できない場合は、別途非化石価値を含んだ電気を調達して供給するものとする。なお、30分同時同量は求めない。

（非化石価値）

- 第2条 前条第2項により供給する電気には、その量に応じた非化石価値を証すること。

（電気料金の構成、契約単価等）

- 第3条 電気料金は、基本料金及び電力量料金並びに乙の電気契約要綱に定める燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金で構成し、基本料金及び電力量料金の算定の基礎となる契約単価は、それぞれ次のとおりとする。

料 金 種 別	契 約 単 価	
基 本 料 金	〇〇〇円／kW・月	
電力量料金	夏季料金（7月1日から9月30日まで）	〇〇〇〇円／kWh
	その他季料金（夏季以外）	〇〇〇〇円／kWh

（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

- 2 次条に定める供給期間の中途に消費税等の税率に変更があった場合においては、変更後の消費税等の税率を勘案して、第1項の契約単価を改定するものとする。
- 3 甲又は乙は、次条に定める供給期間の途中で乙が電気契約要綱、標準料金表及び選択要綱（以下「電気契約要綱等」という。）を変更することにより電気料金の改定を行った場合には、書面をもって第1項の契約単価の見直しについて協議することができるものとする。
- 4 燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、一般送配電事業者が定める供給条件等によるものとする。

（供給場所及び供給期間）

第4条 乙が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

(1) 場所 岡山県企業局亀島配水場（倉敷市水島南亀島町1-37）

(2) 期間 令和8年4月1日午前0時から令和10年3月31日24時まで

2 前項の規定にかかわらず、令和9年度において、甲の歳入歳出予算の当該金額に減額又は削除があった場合は、この契約は解除するものとする。

（契約保証金）

第5条 岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

（権利義務の譲渡）

第6条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（使用電気量の増減）

第7条 甲の使用電気量は、甲の都合により、入札時に示した予定使用電気量から変動することができる。

（契約電力）

第8条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合は、甲乙協議の上、契約電力を決定するものとする。

2 最大需要電力が、前項ただし書の規定で決定された契約電力を超過した場合は、甲乙協議の上、契約超過金の支払について定めるものとする。この場合において、契約超過金を支払う旨が定められたときは、甲は当該協議において定められた額の契約超過金を乙に支払うものとする。

（使用電気量の計量、検針及び算定）

第9条 電力量計内で計量値が記録される日（以下「計量日」という。）は、原則毎月1日とする。

2 電力量計の検針日は、原則毎月1日とし、乙は当該検針日において電力量計に記録された計量値の読みにより使用電気量を算定する。

（電気料金の算定期間）

第10条 電気料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

（電気料金の算定）

第11条 甲が支払うべき電気料金は、次の各号により算出した基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び燃料費等調整額の合計額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 基本料金は、・・・

(2) 電力量料金は、・・・

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、・・・

(4) 燃料費等調整額は、・・・

（契約単価の変更）

第12条 契約後において乙の発電事情等に変動をきたし、契約単価を改定する必要性が生じたときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

(電気料金の支払方法)

第13条 乙は、前条の規定により算定した電気料金を仕様書に基づき、甲の指定する施設へ請求する。

2 甲は、乙から適法な支払請求書を受領した後、乙が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。

3 甲が、自己の責めに帰すべき事由により、前項に規定する期間内に電気料金を支払わないときは、遅延した日数に応じ、支払金額に対し年〇〇パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(危険負担)

第14条 甲乙双方の責めに帰することができない事由によって目的物を納入することができなくなったときは、甲は、乙への支払を拒むことができる。

2 甲の責めに帰すべき事由によって目的物を納入することができなくなったときは、甲は、乙への支払を拒むことができない。この場合において、乙は、目的物を納入することを免れたことによって、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(履行遅延の場合における遅延料)

第15条 乙の責めに帰すべき事由により、甲が示す期限までに目的物を甲に納入することができないときは、乙は、遅滞なく、その遅延の理由、延長希望する日数等を記載した申請書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の申請書を受領したときは、内容を検討し、乙が、甲が示す期限後相当の期間内に目的物を納入する見込みがあると認められるときは、甲は、乙から遅延日数1日につき契約金額の1,000分の2に相当する額の遅延料を徴収するとともに、納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限の延長を承認したときは、書面によりその旨を乙に通知する。

(遅延利息)

第16条 甲の責めに帰すべき事由により、甲が第13条第2項に規定する期日内に契約金額を乙に支払わない場合、乙は、当該期間の満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額につき年〇〇パーセントの率を乗じて得た金額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、当該遅延利息の金額が100円未満の場合は、乙は、これを請求しないものとする。

(契約不適合責任等)

第17条 甲は、納入された目的物が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものである場合は、乙に対し、代替物の納入又は不足分の納入による履行の追完を請求することができる。ただし、乙は甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した内容と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項本文に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて同項に規定する履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に当該履行の追完がないときは、甲は、同項に規定する契約の不適合の程度に応じて契約金額の減額を乙に請求することができる。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をする

ことなく、直ちに契約金額の減額を乙に請求することができる。

(1) 第1項の規定による履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が第1項の規定による履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質により特定の期限又は一定の期間内にこの契約による債務を履行しなければ、この契約の目的を達成することができない場合において、第1項の規定による履行の追完がなくその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、甲が前項の規定により催告をしても第1項の規定による履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項の規定による契約の不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、乙に対し、前2項の規定による契約金額の減額の請求をすることができない。

5 第1項から前項までの規定は、損害賠償の請求及び契約の解除権の行使を妨げるものではない。

6 乙が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しない目的物を甲に納入した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が納入の時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第18条 乙がこの契約による債務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めて乙に催告をし、その期間内に当該債務の履行がないときは、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

(1) この契約による債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 乙がこの契約による債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) この契約による債務の一部の履行が不能である場合又は乙が当該債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達成することができないとき。

(4) 契約の性質又は甲若しくは乙の意思表示により、甲が示す期限までに目的物を納入しなければこの契約の目的を達成することができない場合において、乙が目的物を納入することなく甲が示す期限を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約による債務の履行をせず、甲が乙に前項の規定による催告をしてもこの契約の目的を達成するに足りる程度に乙が当該債務を履行する見込みがないことが明らかであるとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、次に掲げる場合には、この契約を解除することができる。

(1) 甲が行う検査に際し、乙若しくはその代理人等が甲の職員の職務執行を妨げたとき、又は偽りその他不正の行為（第18条の規定に該当する場合を除く。）を行ったと認めたとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、法人である場合には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められるとき。

ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ニ 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その他乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

4 前3項の規定により甲がこの契約を解除しようとする場合において、乙が契約保証金の納付を免除されているときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。

5 乙は、前項の違約金の額を超えて甲に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。

第19条 甲は、この契約による債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前条第1項及び第2項の規定によりこの契約を解除することができない。

第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲の責めに帰すべき事由により、目的物を納入することができないと認められたとき。

(2) その他甲がこの契約に定める義務を履行しないとき。

（談合等不正行為に伴う契約の解除）

第21条 甲は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条第1項若しくは第2項の規定による措置命令又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、かつ、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人である場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑に処せられたとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

（契約解除の通知）

第22条 甲又は乙は、この契約を解除しようとするときは、書面により速やかに相手方に通知しなければならない。

(賠償の予約)

第23条 乙は、第21条第1項の規定に該当する場合は、甲がこの契約を解除するか否にかかわらず、契約金の100分の20に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の終了後においても、同様とする。ただし、同項各号のいずれかに該当する場合で、その審決の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、その超過分につき甲が乙に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の徴収)

第24条 乙がこの契約に基づく、違約金、損害金又は賠償金（以下「違約金等」という。）を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、当該期間の満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額につき年〇〇パーセントの率を乗じて得た金額の遅延利息の支払を乙に請求するものとする。

2 乙に対して、甲が支払う契約金又は契約保証金の還付金があるときは、違約金等と相殺し、なお不足があるときは、乙はその不足額を追徴する。

(費用の負担)

第25条 この契約について目的物の納入までに必要な全ての費用は、乙の負担とする。

(機密の保持)

第26条 甲並びに乙及びその使用人は、本契約の締結及び履行に当たって知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後も、同様とする。

(協議)

第27条 この契約条項に定めのない事項は、電気契約要綱等の定めるところによることとし、本契約において生じた紛争又は疑義については、甲乙協議の上、解決する。

2 本契約にかかる訴訟の提起又は調停の申立てについては、岡山地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岡山県岡山市中区古京町一丁目7番36号
岡山県企業局
岡山県公営企業管理者 片山 誠一

乙 ○○○